

お買い物は東大阪市内で……

## 「とくとくトライ券」登録店募集要項

時下、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

早速ではございますが、この度 東大阪市小売商業団体連合会(以下「商団連」)では東大阪市及び東大阪市商店会連合会(以下「店連」)、東大阪市小売市場連合会(以下「市連」)の支援を得て、市内消費者へのサービスの還元と需要を喚起し、市内小売業等の販売促進と地域経済活性化を目的に、市内統一したプレミア付共通商品券「とくとくトライ券」を発行いたします運びとなりました。尚、取扱には下記取扱要項にて募集致します。

記

### 1.取扱資格

取扱事業所として登録できる店舗は、東大阪市内において大型店舗も含み、小売・飲食・洗濯・理美容・浴場・などサービス業一般を営み且つ店舗を有する事。(但し、風俗・娯楽・など本事業の目的に沿わないと思われる業種等は除く)

① 中小企業基本法第2条第3項及び第4項に規定する中小企業者※1

② 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体で、その組員が主として小売業者であるもの※2 ※1・※2以外は大型店舗

### 2.申し込み

登録はすべて申請制で「とくとくトライ券登録申請」用紙に事業所名または店舗名、所在地、代表者氏名、電話番号等を記入し商団連まで提出して、登録申請の申し込みを行う

※登録申請締めきり 1次 平成21年10月30日(金) 但し、以降の申請は随時可能ですが登録店一覧冊子に印刷の都合上、未掲載の場合があります

### 3.登録

「商団連」は登録申請があったときは、当該取扱事業者に係わる登録資格の確認を行った後に登録申し込みを受理し、登録店番号を印字した登録店証明書を発行する。

### 4.商品券の取扱

登録店は、商品券を持参した消費者に対し平成21年11月27日(金)～平成22年2月28日(日)までの期間にかぎり、券額面記載に相当する物品(有価証券・商品券等を除く)の販売もしくは貸し付け、又は役務の提供(取引)を行う。

### 5.登録店の債務

登録店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

イ。「商団連」が配布する商品券取扱ポスター等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示する事

ロ、通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等の不正使用が明らか場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を「商団連」に連絡する

ハ、取引により商品券を受け取ったときは、再流通を防止するため、必ず、券裏面に自店印を押印又は署名すること。

ニ、登録店は、商品券に係わるプレミア分の経費ならびに発行に際しての諸経費負担金(換金手数料)を500円券1枚について15円を自己負担とすること。

### 6.換金

取引により商品券を受け取った登録店は、商品券換金を申し出る事ができるがその方法は次の通とする。

イ、商品券換金を受けようとする登録店は、とくとくトライ券換金伝票を「商団連」に提出し、500円券1枚に付485円の換金を受ける(持込指定日 11月～3月の毎週 月曜～水曜・大型店の場合は、別途指定)

ロ、とくとくトライ券換金伝票提出時にはとくとくトライ券(表紙・裏表紙を取り除き)に登録店名を押印し登録店証明書を提示すること

ハ、商団連は大阪東信用金庫を通じて当該請求に係わる商品券に記載された金額より登録店自己負担金額を差し引いた金額(額面500円券1枚に付485円)を支払う。

ニ、換金請求依頼は平成21年11月27日(金)～平成22年3月5日(金)までの毎月毎週指定曜日午前10時から午後2時までに行うものとし(指定曜が祝日の場合翌日とする)、最終持ち込み日を平成22年3月5日(金)とする。期日及び時間を過ぎての換金はできないものとする。

ホ、基本的には大阪東信用金庫に口座の開設が必要とする。(指定日に指定口座振込)

ヘ、口座開設なき場合、銀行小切手にて支払いとする。(指定日に商団連事務局にて支払う)

### 7.交換・譲渡・及び売買

登録店は、商品券の交換、譲渡及び販売を行ってはならない。

### 8.登録店の取り消し

「商団連」は登録店がこの要項の各事項に違反するときは当該取扱事業所に係る登録を取り消す事ができる。

### 9.登録店の商品券購入は不可、自粛していただきます。

### 10.事務局は、とくとくトライ券事務局(東大阪商工会議所305号室 電話06-6725-3651)とし、換金、集計、会計等一切業務を行う。

※1 中小企業基本法第2条第3項及び第4項に規定する中小企業者

[第3項]資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業(飲食業含む)に属する事業を主たる事業として営むもの

[第4項]資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの ※2 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体→事業協同組合